

特記仕様書

第1章 総則

第1節 適用

本仕様書は、「県立こころの医療センター入退室管理システム設備更新工事」に適用する。

第2節 工期

工期は210日間とし、施工及び調整を行い引き渡すものとする。なお、製造メーカーの納期遅延があった場合も、請負額の範囲内で対応すること。

第3節 一般仕様書の遵守

本仕様書に記載していない一般事項については「茨城県土木部・茨城県企業局建設工事必携」等に基づくものとする。

第4節 官公庁への手続き

工事施工にあたり受注者が行うべき関係官公庁及びその他の者への諸手続きは、監督員の承諾を得てから受注者において迅速に処理しなければならない。なお、これらに要する費用はすべて受注者負担とする。

第5節 その他

- 1 設計図書の内容に相違のある場合は、特記仕様書、一般仕様書の順に優先して使用する。
- 2 受注者は、共通仕様書に基づく施工計画書の提出に際し、発注者からその内容についてヒアリングを求められた場合は、応じなければならないこと。
- 3 受注者は、監督員が当該工事の監督業務を行う際、主任技術者又は監理技術者を立ち合わせなければならないこと。

第2章 施工

第1節 概要

本章に基づき施工を行うものとする。

第2節 施工範囲

施工範囲は図面のとおりとする。施工数量は参考とし、雑材消耗品や現場のロス距離などを含んで入札をすること。

1 機器仕様

- (1) 型式及び数量 図面及び工事起工概要書のとおりとし、承諾にて決定する
※同等品を採用する場合は比較表を作成して、監督員の承諾を得ること。ただし、機器の大きさ、工事日数などで承諾できないこともあり得る。
- (2) 機器仕様 メーカー標準品で未使用品
- ・ 本体
 - ・ 標準付属品一式
 - ・ 取付架台、接続部材
 - ・ そのほか、必要と思われる機材（メーカー変更に伴う機材も含む）
- (3) 工事 工事にかかわるすべての工種、揚重、養生及びメーカー試運転調整等をすべて含む

2 施工

- ・ 作業を実施するとき、最低2名以上配置して、病院運営に支障を及ぼさないようにすること。ただし、試験調整の際は図面記載のとおりとする。
- ・ 技能士などの有資格者が施工すること。
- ・ 現場調査は事前に了承を得ること。
- ・ 工事に必要な作業及び機材調達は請負額の範囲内で対応すること。
- ・ すべての機器において耐震計算書を提出すること。ただし、100kg未満の機器については、メーカー標準の据付方法としてよい。
- ・ 揚重作業及び試験調整は本工事で行うこと。なお、揚重位置を変更した場合も請負額の範囲内で対応すること。
- ・ 試運転調整は製造者（製造メーカーのメンテナンス会社も可）によるものとする。
- ・ 工事スケジュールの詳細にあたっては、承諾にて決定とする。実工程は早めに提出し、当センターと綿密に打合せすること。また、打合せによっては夜間・土日祝日等の作業で行うこともある。工事は可能な限り短時間で実施すること。
- ・ 操作説明会を実施すること。

- ・ 工事範囲を明確にすみわけすること。
- 3 養生整理清掃後片付け
 - ・ 必要な養生作業及び仮設対応をすること。
 - ・ 工事竣工前にクリーニングを行うこと。
- 4 発生材処分
 - ・ 適切に収集運搬及び処分を行うこと。

第3節 注意事項

- 1 交換機器は24時間稼働しているもので、図面指示のとおりとすること。ただし当院の都合による場合はこの限りではない。不測の事態が発生した場合は双方協力して解決すること。
- 2 施工前に工事の病棟担当者及び監督員に事前説明をすること。
- 3 本工事を行うことにより生ずる誘導員配置、バリケード、通行止めや養生対策は請負額の範囲内で対応すること。
- 4 本仕様書及び設計図書に明記されていないものであっても、本設備の目的及び工事施工上当然必要なものは監督員の指示に従い、請負額の範囲内で施工しなければならない。
- 5 工事にあたり、責任分界点を明確にするため、全更新を行っても構わない。ただし、請負額の範囲内で行い、工期厳守、病院運営最優先にて工事を行うこと。
また、システム改修にあたり互換性部品の一部交換は認めない。
- 6 工事期間中に緊急事態、トラブル等で復旧が必要になった場合は工事を中止して、復旧等を行うこと。また他作業に波及させないこと。
- 7 工事によって、隙間等が生じた場合には必要な対応をすること。
- 8 移設などが必要な場合は、請負額の範囲内かつ、受注者の責任で行うこと。作業を実施するときは十分な協議を行ってこれを解決すること。

第4節 工事施工にあたっての一般事項

- 1 積載重量制限を超過して工事用資材等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- 3 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び資材の購入等にあたっては、下請事業者及び納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- 4 さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンパー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。
- 5 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。

- 6 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずる。
- 7 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。
- 8 当センター及び敷地周辺は完全禁煙であるため、作業員全員に周知徹底をさせること。また、喫煙にあたって一般的な常識を理解させること。

第4章 雑則

提出書類一覧表

番号	書類名	様式	提出部数	提出期限
1	工程表	契約書第1号	1	契約後7日以内
2	現場代理人等通知書	契約書第3号	1	〃
3	火災保険等保険証書（写）	なし	1	そのつど
4	施工体制台帳 ・ 施工体制台帳 ・ 再下請通知書 ・ 施工体系図	適正 第1号 適正 第2号 適正 第3号	1	契約後30日以内、その後は、 下請負契約後10日以内
5	施工計画書 ・ 工事概要 ・ 施工方法 ・ 実施工程表 ・ 主要資材 ・ 現場組織 ・ 施工管理 ・ 緊急体制 ・ 安全管理 ・ 地震災害の連絡先 ・ 仮設計画 ・ 環境対策 ・ 廃材処分	なし	1	工事着工前、以後必要に 応じて変更
6	施工設計図承諾願	一般 第5号	1	そのつど
7	材料使用届	一般 第10号	1	必要となった場合
8	工事完成通知書（完成写真含む）	契約書第6号	1	完成日
9	工事完成図書		1	〃
10	工事記録写真帳		1	〃
11	工事物件引渡書	一般 第11号	1	完成検査完了日

※返却書類が必要なときは、+1部とすること。